

大友氏の制札の研究

富澤一弘・佐藤雄太

Seisatsu of Otomo Clan

Tomizawa Kazuhiro・Sato Yuta

序章

第1節 研究の動機

筆者らはこれまでに、戦国時代では、後北条氏や武田氏など、南北朝時代では、今川氏や大内氏などの制札について研究を行ってきた。そこでは、各大家の制札発給の特徴、時代による変化などについて明らかとしてきた(註1)。

制札とは、特定の場所で、主に禁止事項を周知させるためのものであり、掲示される場合は、主として木札で掲げられた。制札は、領国の支配政策を知る重要な指標であり、詳しくは次節で後述する。

本論文では、大友氏の制札について検討していきたい。

大友氏の研究は、田北学氏による『編年大友史料』の編纂以来、芥川龍男氏(註2)、外山幹夫氏(註3)、渡辺澄夫氏(註4)らによって進められ、中世以来、豊後国を支配し続けた戦国大名として、その権力構造、支配体制など多くのことが明らかとされてきた。現在でも九州史学研究会などにおいて新たな研究がなされている。以下大友氏について、簡単ではあるが記していく。

大友氏は鎌倉時代初期、豊後守護として、南北朝時代には、足利方に属し、肥後・筑後守護職を兼ねるようになり、領国を形成していった。

応仁の乱では東軍に属し、豊前守護で西軍に属した大内氏と激しく争う。その後一族の対立などによる危機もあるが、21代義鎮(宗麟)の代に至り、永禄2年(1559)には筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後の6ヶ国守護職と日向・伊予半国を支配する大勢力となった。

その後キリスト教を保護し、南蛮貿易などで繁栄するが、天正6年(1578)日向高城・耳川で島津軍に大敗すると、竜造寺氏や一族の反乱が各地で起こり、大友氏は危機に陥った。そのため、大友氏は豊臣秀吉に救援を要請し、秀吉による九州攻めが行われたことで、義鎮の子義統が豊後一国を安堵されたが、文禄の役の失態で除封、豊後石垣原の戦で大敗して大名としての大友氏は滅亡し

た。義統の子義乗は徳川家康に仕えたが、諸子早世して断絶し、義乗の弟松野正照の三子義孝が別に大友家を起し、江戸幕府に仕えて高家となった（註5）。

以上のように、大友氏は鎌倉時代より、北九州に地盤をもち、南北朝から戦国期まで大きな勢力を持ち続け、戦国期には大きく発展した。江戸時代に大名として残ることはなかったが、九州の一大勢力として、多くの文書を発給し、制札も多く発給したと考えられる。この大友氏の制札を網羅的に収集、検討し、大友氏の支配政策を制札の面から検討していくことが本論文の目的である。

また、本論文で検討する戦国時代は、甲斐武田氏や後北条氏の場合、地域による使い分けや、文頭の表記の統一など制札の様式が大きく変化していた。大友氏の場合、制札は時代により、どのように変化するかにも注目していく。

【註】

(1) 筆者制札関連論文一覧

富澤一弘・佐藤雄太「今川氏の制札の研究」(『高崎経済大学論集』第53巻 第4号 1頁-16頁、平成23年3月)

富澤一弘・佐藤雄太「織田氏の制札の研究—信長発給文書を中心に—」(『高崎経済大学論集』第54巻 第1号 15頁-27頁、平成23年6月)

富澤一弘・佐藤雄太「今川氏の制札の研究—南北朝期を中心に—」(『高崎経済大学論集』第55巻 第1号 1頁-14頁、平成24年6月)

(2) 芥川龍男『豊後大友一族』(新人物往来社、平成2年3月)

(3) 外山幹夫『大友宗麟』(吉川弘文館、昭和50年2月)

(4) 渡辺澄夫『豊後大友氏の研究』(第一法規出版、昭和57年12月)

(5) 『国史大辞典』(吉川弘文館)「大友氏」項目

第2節 制札の概要

制札とは、一般的に、ある特定の場所において、特定の行為を禁止することを、不特定多数に告知する文書である（註1）。禁制・定書・掟書、また近世では高札と呼ばれることもある。（本論文では、とくに断りのない場合は制札とする。）

条目は木の板に書かれて発給される場合と紙に書かれて発給される場合があった。紙で発給された場合は受けた者が木に写して掲示した。

禁令の掲示は奈良時代末からみられ、平安末期には朝廷の成文法が「制符」として発布され、このなかで奢侈禁制、博打の禁止、治安維持などが定められている（註2）。

鎌倉時代には幕府により、関東下知状として出され、徳政や博打禁制、また寺社に対しては検断使が入ることを禁じるなどの札が多く立てられた（註3）。しかし、制札として形が整えられるのは、室町時代に徳政・撰銭・喧嘩口論などの札が立てられてからである。

制札の様式は、まず禁制・^(さだむ)定・制札等と書き、その下に禁制の及ぶ範囲（「^{ところづけ}所付」と呼ばれる）を示し、次に禁令の要旨を普通三ヶ条、そうでない場合も奇数の箇条書であげ、違犯者に対する処罰文言で結ぶというものである。最後に発給者（奉書形式の場合は奉者）が署判をするが、宛所は禁制の性格から言っていないのが普通であり、所付で示された場所になんらかの関係を有する者が、事実上の受領者となった。

室町時代には、農村・市の発達により法令の対象が拡大され、領民に告知する法令が多く出されるようになるとともに、戦乱のなかで兵火の災害を避けるため、寺社などは軍隊の通過・戦闘に先立って、その将の保護を求めて制札を申請することが多かった。

制札は当初、寺社に対する信仰の観念より保護する目的で与えられたと考えられているが、時代が進むにつれ、制札の申請の際、筆耕銭・取次銭・判銭・札銭といった手数料、もしくは兵糧などを支払うようになった。この軍隊の暴力から保護するための禁制は「かばいの制札」と呼ばれた。

戦国時代の動乱の中で、その需要が急速に高まると、大名の軍事資金調達の一手段として利用されるようになった。このなかで大名が新たに進出した地域では、同日付の制札を大量発給するという手法もしばしばとられていた（註4）。

【註】

- (1) 『日本史大事典』（平凡社）「禁制」項目
- (2) 大久保治男・茂野隆晴著『日本法制史』（高文堂出版、昭和63年5月）129頁
- (3) 三浦周行編『法制史の研究』（岩波書店、大正8年2月）91頁
- (4) 同（1）

第3節 史料の収集と制札の全体的傾向

本論文では、『大分県史料』を中心に『太宰府市史』『久留米市史』『柳川市史』などの自治体史、『大日本史料』『史料綜覧』『中世法制史料集』などの文書集から収集した。

『大分県史料』に収録されている「大友家文書録」は江戸時代の高家大友氏に伝わった大友家の文書集であり、鎌倉時代よりの大友家の文書が多く収録されている。これを中心史料として、各自治体史や全国の網羅的古文書集である『大日本史料』『史料綜覧』、鎌倉幕府や室町幕府、各大家の法令の文書集である『中世法制史料集』からも大友氏の制札を広く集めた。また、中世九州地方の武家の史料集に、芥川龍男氏による『西国武士団関係史料集』がある。それには戸次氏や吉弘氏、田原氏などの大友氏の重臣関連のものも多くあったが、制札はみられなかった。

以上の大友氏関連文書を調査した結果、大友氏の制札とその関連文書は15通ほど収集することができた（表：大友氏の制札一覧）、末尾掲載。なお、木札に書かれた制札の形状等については、現物が残っていない、もしくは見るのが困難であったため、本論文では検討を行わなかった。

大友氏の制札の文頭の表記についてであるが、「禁制」が最も多く、制札も少数存在した（図1）。

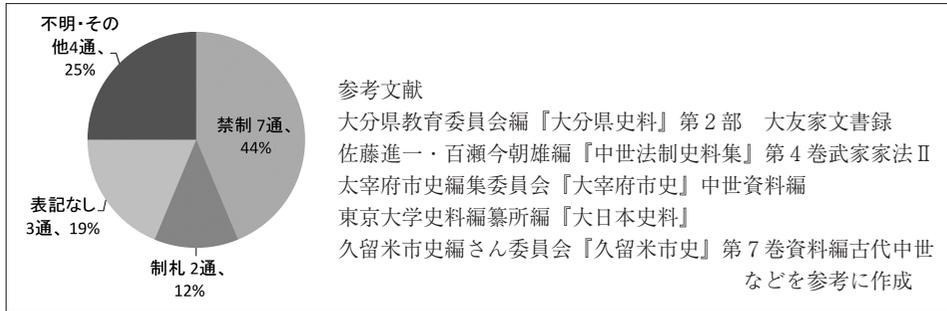


図1 大友氏における制札の文頭表記（全15通）

この割合は、大内氏や毛利氏に近い。しかし時代や地域による傾向はみられず、この点についての
 大友氏の制札の特徴はみられなかった。

第1章 大友氏の制札の初見

この章では、まず大友氏の制札の初見文書を見ていく。大友氏の制札の初見は、至徳元年（1384）
 閏9月3日のものである【史料1】。

【史料1】

東京大学史料編纂所『史料綜覧』第6編907冊 90頁

[柞原文書]

大友前備前守親治同左近将監義氏

由原宮山并社頭前立林事近隣甲乙人等任雅意乞採用之云々太不可然於向後者隨見合搦取其身可被
 召渡 石方々由候也仍執達如件

至徳元年閏九月三日

前備前守（花押）

左近将監（花押）

宮師御房

『史料綜覧』によると前備前守は大友親治としているが、大友親治は18代当主で100年ほど後の
 人物である。至徳元年であることから南北朝後期の大友氏継が親世のものと考えられる。この2人
 は兄弟であるが、氏継は南朝、親世は北朝方と分かれており（註1）、親世の制札の可能性が高い。

この文書の「由原宮」は柞原八幡宮（大分県宇佐市南宇佐）のことで豊後国一宮である。大友氏
 は中世より庇護し、建徳3年（1372）3月には、親世の兄氏継が南朝方として願文を捧げている
 （註2）。

そして、この制札が発給される背景についてであるが、前年の永徳3年（1383）10月に、大友親

世は豊後・日向2か国の守護職に就任している。これに伴い、庇護・崇敬していた杵原八幡宮に制札を発給したと考えられる。

【註】

- (1) 大分県総務部総務課『大分県史』中世篇Ⅱ（大分県、昭和60年3月）28頁
- (2) 同（1）27頁

第2章 大友義鑑時代の制札

次に大友義鑑の時代の制札を検討する。大友義鑑は大友義長の長男として文亀2年（1502）に生まれ、初名は親安、ついで親敦といった。大永4年（1524）に將軍義晴からの偏諱で義鑑と改名した（本論文では、混乱をさけるため、以後義鑑と記す）。永正15年（1518）に義長死去に伴い家督を継いだ。

大友氏は、以前より北九州へ勢力を拡大する大内氏との対立と、それに伴う大内氏の調略への対応に追われていた。義鑑は大内氏と、一時幕府の仲介により和平を行ったが、天文元年（1532）頃から和平は破れ、各所で戦いが続いた。同3年豊後に侵入した大内義隆の武將陶興房・杉重信の軍は、速見郡勢場ヶ原で義鑑の部將吉弘氏直・寒田親將の軍と戦い、吉弘・寒田らは討たれ、陶・杉らも大友救援軍に討ち取られた。さらに大内氏の攻勢と筑前方面の反大友勢力の動きに対し、肥後の菊池重治が呼応し玖珠郡方面に侵入した。

しかし翌年、將軍義晴の命によって和平がすすめられ、同7年に筑前の地を義鑑に返付してようやく和議が成立した（註1）。

大友義鑑代の制札は、この時期の大友氏が大内氏と激しく争った天文年間初期頃に、4通と多く残っている。そのうち3通が天文3年1月に発給されており、その内1通をみてもみる【史料2】

【史料2】

久留米市史編さん委員会『久留米市史』第7巻資料編古代中世（久留米市、平成4年6月）228頁
大善寺玉垂神社文書

二 兵庫頭・中務少輔外連署禁制

禁 制 大善寺

右軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事、堅令停止訖、若於違犯輩者可処嚴科之由、依仰執達如件

天文三年正月二日

兵庫頭（花押）

中務少輔

左京亮（花押）

沙 弥（花押）

伊賀守（花押）

常陸介

この制札は、大友軍の乱妨・狼藉を禁じる簡易なもので、他の2通も同様である。この種の制札は、合戦時かそれに先立って発給されることが多い。

前述の通り、天文3年（1534）は、大友氏と大内氏が北九州で激しい戦いを始めた時期であり、同年4月に行われた豊後勢場ヶ原での戦いは、両者の最大の合戦となった。これに先立ち、広い範囲に安全を保障する制札が発給されたことが想像される。

この制札が発給された大善寺は、現在の福岡県久留米市にあり、他の2通も細かい宛所は不明だが、同月で同じ人物が連署しているので同様の経緯で発給されたと考えていいだろう。

なお、連署している者は「年老」や「宿老」と呼ばれた重臣らであり、『久留米市史』によると伊賀守は本庄親榮、左京亮は小佐井鑑永とされている（註2）。年老は4人から6人で構成される一種の評定衆であり、大友氏の発給文書に連署する。彼らは一門衆と国衆（有力土豪）から構成され、任地においては大きな権力を有していた。

また、この時期には、戦時における制札でないものもみることができた【史料3】。

【史料3】

佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集』第4巻 武家家法Ⅱ（岩波書店、平成10年5月）
218頁

三三三 大友義鑑屋山禁制寫 ○太宰管内志豊後之九長安寺文書

禁制條々 ^(豊後)屋山

一可専佛事祭礼事、付、前々料田等、無顛倒上者、聊陵夷事、

一月次例講并諸法事、不可有怠慢事、付、至無沙汰輩者、令没収所帶可、付堂社修理、至無力之仁者、可令追放事、

一修理料物等事、堅固可取沙汰事、付、毎年可遂勘定事、

一山上聖犯兩輪坊跡事、近年背制止、恣居住之由、有其聞、太不可然也、如前々、聖犯共以糺坊跡、可有居住事、付、當山竹木之事、寺用之外、猥不可伐之事、

一天下國家祈禱、満山諸法曾并六供人躰、可爲前々儘事、

右條々、於違犯之族、各可加柄械状如件、

天文五年十二月十三日 ^(大)修理大夫判

○底本改行セズ、便宜體歳ヲ改ム、

この文書は、大友義鑑自らの制札であり、今回収集した限りではこの1通のみであった。宛所は屋山長安寺（現大分県豊後高田市大字加礼川字屋山）であり、仏事祭礼や寺領内の治安維持など、

寺に対しての指示・統制の性格が強い。戦時以外の制札は、周囲に合戦がない状況で発給されることが多く、天文5年末は大内氏との和平が進んでいた時期でもあり、この地域は比較的平穏であったと思われる。

大友義鑑は、大内氏との和平の後は、幕府に多額の献納・寄進を行い、天文12年には肥後国守護職に補任され、豊後・筑後・肥後三ヶ国（豊前は大内義隆の支配下）守護職を確保することになった。大友氏の戦国大名としての地盤を築き、次の宗麟時代の北九州制覇の基礎を固めた。

ここまで大友義鑑時代の制札をみてきたが、天文3年に制札が多く発給されている背景や戦時の制札と平時の制札をみることができた。戦時における制札は、軍勢等の乱妨狼藉の禁止と宛所を記した簡潔なものであり、他の大名家と大きく異なるものではない。しかし、連署する家臣は他大名に比べて多く、これは年老による評定が重視されていたという大友氏の特徴が表れている。

【註】

- (1) 『国史大辞典』（吉川弘文館）「大友義鑑」項目
- (2) 久留米市史編さん委員会『久留米市史』第7巻資料編古代中世（久留米市、平成4年6月）290頁

第3章 大友義鎮（宗麟）時代の制札

第1節 大友義鎮初期の制札とその背景

この章では、大友義鎮時代の制札を検討していく。大友義鎮は享禄3年（1530）に、大友氏20代義鑑の長子として生まれた。

天文19年（1550）廃嫡事件で父義鑑が横死したあとをうけ家督をついだ。義鑑の晩年は、豊後・筑後・肥後三ヶ国守護職に補任され、弟重治に肥後菊池氏を継がせ、大内義隆とは和を結び、比較的安定していた。

義鎮が大友氏を継いだ翌20年、大内義隆が家臣陶晴賢に殺され、これが以後の大友氏の発展に大きな影響を与えた。晴賢はあらかじめ、義鎮との間に結んだ密約に従って、義鎮の弟晴英を大内当主に迎えて大内義長とした。大内勢力の退潮により、義鎮は同23年肥前守護職に補任した。

また、義鎮はこの頃宗家に叛いた叔父菊池重治を、豊後直入郡木原に誘い出し討っている。この間中国では毛利元就が勢力を得、陶晴賢を討ち、弘治3年（1557）には大内義長を滅ぼした。

この後、義鎮は豊前・筑前・肥前方面を鎮定し、さらに伊予に攻め入った。永禄2年（1559）には將軍足利義輝から豊前・筑前守護職を加えられ、北九州6ヶ国と日向・伊予各半国まで勢力を拡大した。

しかし同年9月には、門司で毛利氏との戦いが始まり、これに呼応して筑前秋月種実・宗像氏貞・筑紫惟門・原田隆種、豊前の長野吉辰・野仲鎮種らが離反した。義鎮は豊前方面で毛利と苦戦

中、同5年5月1日に臼杵丹生島城を築いて移り、入道して宗麟と号し、府内は長子義統に任せた。同7年將軍義輝の命で毛利氏との講和が成立したので、宗麟は領内平定に専念、毛利氏は出雲の尼子氏討伐に全力を注ぎ、同9年富田城を陥れた。これ以後は尼子氏残党の動向が毛利氏の動静を決定し、これがさらに大友氏の勢力を左右するようになる（註1）。

大友氏の制札をみると、この頃に発給された制札は永禄8年の右田駿河守領へのものがある【史料4】。

【史料4】

大分県教育委員会編『大分県史料』32 第2部 大友家文書録(2) (昭和55年2月) 316頁

大友氏年老連署禁制

九郎親(永禄八年)
家被官 ○七月、宗麟令右田駿河守領地葛原、禁軍兵濫妨、命老臣作禁制書、

葛原四拾町

禁制

右田駿河守給

右、諸軍勢甲乙人等濫妨狼籍并竹木採用事、堅令停止訖、若背此旨、於違犯之輩者、可被處嚴科者也、依 仰執達如件、

永禄八年七月十日

(奈多鑑基)
大宮司 在判

(木村宗虎)
紀伊入道 在判

(大神親統)
兵部少輔 在判

(田原親賢)
近江守 在判

この制札では、右田駿河守領であった葛原（福岡県北九州市小倉南区葛原か）に軍勢・甲乙人の乱妨・狼藉と竹木の切り取り禁止が定められている。右田駿河守という人物ははっきりしないが、大内氏庶流の右田氏の一族か、豊後国右田を名字とする人物であろう。発給されたのは永禄8年で毛利氏との和平後であり、北九州の治安を回復させるため目的のものだと考えられる。

なお、右田駿河守を被官としたとされる大友親家は、義鎮の次子であり、早くから仏門に入っていたが、後に還俗し、大友重臣田原氏を継ぐ人物である（註2）。ただ、この時は幼少であったので、右田駿河守が被官となったのは後のことであろう。

【註】

(1) 『国史大辞典』（吉川弘文館）「大友義鎮」項目

(2) 芥川龍男『豊後大友一族』（新人物往来社、平成2年3月）152、187頁

第2節 大友氏最盛期の制札

永禄9年（1566）に毛利氏が尼子氏を滅ぼすと、再び大友氏と毛利氏の対立が激しくなる。永禄10年から同12年にかけて秋月・筑紫・竜造寺の離反、一族高橋鑑種・立花鑑載らの反逆は、尼子氏を討ち、再び九州に侵攻を開始した毛利軍の内通の結果であり、宗麟の危機であった。しかし、同12年尼子勝久が但馬から出雲に攻め入ったので、元就は宗麟と和平した。尼子勝久は敗れて京都に走り、織田信長に頼ったので、毛利氏は信長を敵とすることになり、元亀2年（1571）元就の病死後九州から完全に手を引いた。この結果宗麟の北九州制覇が完成した（註1）。

この時期、大友氏は元亀元年に3通の制札があり、それぞれ筑前・筑後に発給されている【史料5】。

【史料5】

東京大学史料編纂所『大日本史料』第10編之4（東京大学出版会、昭和44年7月）135-136頁

[西高辻文書] 七 ○筑前

禁制

水田村

一諸軍勢甲乙人等濫妨^(藉)狼籍、竹木採用之事、堅令停止畢、若背此旨、有違犯之輩者、處嚴科者也、仍如件、

永禄十三年二月廿七日

^(戸次鑑連)
伯耆守（花押）

^(吉弘鑑理)
左近大夫

^(臼杵鑑速)
越中守

永禄13年は4月23日で改元されて元亀となる年である。連署している臼杵鑑速・吉弘鑑理・戸次鑑連と吉岡長増は四老と呼ばれ、宗麟時代に最も智徳優れた人物で、力のある者たちであるとされた（註2）。

他の2通は田原親賢による制札である。親賢は妹が宗麟の室になったこと、また先の四老が死去する中で権力を強めていく。

この時期は大友氏が北九州の大半を支配し、最盛期とも言える時代であったが、発給された制札は、どれも戦時における制札であり、市への制札など領内発展を目的とする制札はみられない。

これは大友氏が勢力を広げていく過程で、最盛期ではあったが、常に他勢力と緊張関係により、軍事以外の面に力をさげなかったことを示している。また南蛮貿易が盛んであった大友氏にとって、領内の経済を發展させることでの財力の確保は、それほど重視されていなかったことも考えられる。

【註】

(1) 『国史大辞典』（吉川弘文館）「大友義鎮」項目

(2) 大分県総務部総務課『大分県史』中世篇Ⅲ（大分県、昭和62年3月）133頁

第4章 大友義統の代の制札

この章では、大友宗麟から義統に代替わりした後をみていく。

天正元年（1573）、宗麟は家督を長男義統に譲ったが、実権は宗麟にあった。この頃毛利氏との対立は終息したが、島津義久との対決が始まった。同6年日向に攻め込み、同年冬、高城で義久軍と戦って大敗、耳川でさらに追い撃ちをかけられた。これ以降、大友氏の瓦解が始まり、肥前の竜造寺隆信の侵攻、同8年に豊後では一族の田北紹鉄と田原親宏・親貫父子の反乱がおこった。この間に島津氏は北上し、大友氏の拠点を攻め、さらに豊後南郡の内通者により、同14年島津義弘は肥後、義弘の弟家久は日向から豊後に侵入した。

この大友氏が衰退していく過程で、高橋鑑種・戸次鑑連連署の制札がみられる。

【史料6】

『史料綜覧』第10編911冊 5頁

[田村文書] 筑前

禁制

右筈崎於御社中濫妨狼藉之事堅令停止畢、若於違犯族者早處嚴科者也、仍如件、

天正九年

十二月三日

(高橋鑑種)
主膳入道 (花押)

(戸次鑑連)
麟白軒 (花押)

戸次鑑連は前述した通り、豊後大友氏の年老であり、天正3年に剃髪し、入道名は道雪、麟白軒と号した。官途は伯耆守。永正13年（1516）に生まれ、大友義鎮の時代に年老となり、のちに筑前立花東西、松尾・白岳を支配した。

天正6年12月に大友軍が、日向耳川で島津氏に大敗すると、翌年に筑前で反乱が起り、以後道雪は、筑前の反乱鎮圧のため高橋鎮種（鑑種）とともに東奔西走する。同12年豊後と共同作戦を計画し鎮種とともに、佐賀の竜造寺氏の勢力下にほぼ陥った筑後に侵攻するが、竜造寺側の抵抗は強く、一度豊後勢を残して筑前に帰り、翌年再び筑後に侵入したが、同年9月筑後高良山（福岡県久留米市御井町）近くで病死した（註1）。

高橋鑑種は筑後の大蔵姓高橋氏の当主。大友氏の重臣で先述の四老の1人吉弘鑑理の子である。高橋鑑種が大友氏によって追放されたあとに高橋氏を継いだ。実名は鎮種。官途は三河守、入道して三河入道紹運と名乗る。

元龜元年（1570）に筑前御笠郡の岩屋・宝満両城を支配した。御笠郡を中心に筑前南部の軍事、行政権を握った。子に戸次家に養子に出した統虎（後の立花宗茂）と後継者の統増（後の立花直次）

がある。大友氏の耳川での敗戦後は、戸次鑑連とともに筑前の反乱の鎮圧にあたった。

天正12年には、道雪とともに竜造寺氏の抑える筑後へと遠征するが、翌年9月、戸次道雪が病に倒れたために撤退した。筑後出兵中に筑紫広門に統増の守る宝満城を奇襲で奪われたが、統増と広門の娘を婚姻させ、婿引出物として統増夫妻が宝満城を守ることとなり、紹運は岩屋城に入った。

天正14年島津氏が筑後を制圧して筑前に迫った際は、はじめは偽って降伏条件の調整を行なって引き延ばし、結局籠城して降伏を拒んだ。島津勢は1ヵ月以上岩屋城を包囲するが落城しなかったが、7月27日早朝、島津直属軍を全面に立てて一斉に攻め掛かり、同日夕刻には岩屋城は落城し、紹運は自害した。この戦闘のために日向から呼び寄せた宮崎衆は、ほとんどが負傷あるいは討死し、ほかの島津主力軍も同様に大打撃を受けた（註2）。

先の天正9年12月3日の制札は、上述の2人の連署で発給されている。この頃の筑前国は、天正6年の耳川の敗戦以降、竜造寺氏だけでなく、秋月種実・筑紫広門らの国衆らの反抗が続いていた（註3）。道雪と紹運は彼らと激しく争うなかで、先の制札が発給されたと考えられる。

次に現物は残っていないが、制札が発給されたことが書かれている文書のみてみる【史料7】。

【史料7】

東京大学史料編纂所『大日本史料』第11編之9（東京大学出版会、昭和46年3月）3－4頁

〔太宰管内志〕筑後之七 下妻郡 建仁寺

建仁寺ノ制札に、禁制、右軍勢甲乙濫妨狼籍、竹木採用之事、堅令停止畢、仍執達如件、天正十二年^{甲申}九月八日、主膳入道紹運判、丹後入道^{（佐藤）}道雪判とあり、（以下略）

この文書には、天正12年に、立花道雪と高橋紹運が筑後に遠征した際に制札が発給されたことが書かれている。内容は軍勢・甲乙人の乱妨狼藉の禁止と竹木の切り取りの禁止である。

この年3月24日、竜造寺隆信は島津氏に討ち取られ、島津氏はさらに勢力を伸ばしていた。これに対し、大友氏は竜造寺氏の没落により空白地帯となった筑後国へ兵を送り、7月19日筑後へ入国、立花道雪・高橋紹運と合流した。そして大友軍は同年10月には、久留米周辺まで進軍し、筑後国南部を平定した（註4）。この大友氏の進軍の際に、安全を保護する制札の一つが先の建仁寺宛のものであったと考えられる。

豊臣秀吉による九州平定以前の大友義統時代の制札は、以上の2通であった。この時期大友氏の勢力は衰退していったが、特に軍事の面で大友氏の中樞を担ったのが、立花道雪と高橋紹運であった。このことが制札にも反映されたため、2人の連署制札がみられたのであろう。

この後、大友宗麟は島津氏の侵攻に対し、豊臣秀吉の救援を求め、同15年、秀吉は九州に出兵、島津軍は退却して秀吉に降参した。この結果秀吉から義統は豊後一国を、宗麟は日向一国を与えられたが、宗麟は辞退して受けなかった。宗麟は同10年ごろから後妻ジュリヤと津久見に隠棲してキリスト教信迎の生活を送ったが、同15年5月23日同地において疫病により死没した。

これ以降、九州地方の戦乱は終結したことで、制札はみられなくなる。大友氏の制札の終見は天正20年（12月8日「文禄」に改元）2月11日の制札である【史料8】。

【史料8】

大分県教育委員会編『大分県史料』三三 第二部 大友家文書録(3)（昭和55年7月）348頁

到高麗立衆制札条々

一領地諸役被成 御免事

一下作并買地百姓田畠可返之由、任申出請取者、地頭可為同罪事但、新百姓をと
り、於引渡請取事

一切錢田地ニ一匁五ト、畠地壹匁

半作半納之事付大こく之外一匁
ニわり、二分之事

一諸濟物・同米米本納解之外、不可請取事付、畠當毛米錢可請取事

一被官夫丸供可申付人、構未練、口能申候之者一途事

已上、

右、於違背之輩者、可被處嚴科之由、所被 仰出也、

天正廿年二月十一日

この文書は、第一次朝鮮出兵（文禄の役）の際、留守の者たちへの指示という性格が強い。ここでは諸役の免除や年貢は定めた以上は徴収しないことなどを指示している。これは朝鮮出兵に際して、家臣団の安心・信頼を確保するために発給されたものであろう。

この後大友義統は、文禄の役において小西行長の救援を行わなかったことなどで、秀吉の怒りをかってしまい、領地は没収され、以降制札はみられなくなる。

【註】

- (1) 『国史大辞典』（吉川弘文館）「戸次鑑連」項目
- (2) 『国史大辞典』（吉川弘文館）「高橋紹運」項目
- (3) 大分県総務部総務課『大分県史』中世篇Ⅲ（大分県、昭和62年3月）202頁
- (4) 同（3）247頁

終 章

本論文では、大友氏の制札の検討を行った。大友氏の制札は文頭の表記等については、傾向を見出すことができなかったが、制札発給の背景には多くの歴史的理由をみることができた。年老による連署という大友氏の文書発給の特色も制札に反映されていることも明らかにできた。

また、大友氏の制札は、戦時における安全を保護するものがほとんどであった。戦国時代の後期

になると、織田氏による制札では楽市令（註1）、武田氏では六斎市の設定（註2）など、戦時以外のことを定める制札が多くみられる。

さらに織田氏が足利義昭を奉じて上洛した際や、武田氏の駿河国侵攻時などでは、広範囲に大量の制札が発給された例がみられる。これは大勢が決し、ある程度安定した後に、新たな支配者が権力を誇示するため、また制札を受ける側も既存の権利を保護してもらうために多量の制札が必要となるからである。

大友氏にはこれらの制札発給の例はみられなかった。その理由として大友氏は周囲に大内氏や毛利氏、島津氏など多くの強大な勢力を持つ大名が存在し、また在地にも有力な敵対勢力が多かったため、安定した時期がなく、それが制札にも表れていたといえる。

なお大友氏は、その領地を争った大内氏や毛利氏と比べると、制札の量が少なかった。これは江戸時代まで大名として続かなかったことなどが大きな理由だと考えられるが、さらに大友宗麟が、いわゆるキリシタン大名であったため、後にキリスト教が禁止される状況下では、制札に限らず、大友氏の文書の価値が下落してしまったことも一因だと思われる。

本論文では、大友氏の制札数の少なさもあり、他大名との本格的な比較に及ばなかった。今後、島津氏や竜造寺氏、相良氏など九州地方の各大名家の制札についても検討する予定なので、その際は大友氏の制札との比較を行うことで、大友氏の制札のさらなる検討も共に行っていきたい。

【註】

- (1) 奥野高廣編『増訂織田信長文書の研究』上巻（吉川弘文館、昭和63年9月）134-135頁
[円徳寺所蔵木札]
- (2) 柴辻俊六・黒田基樹編『戦国遺文』武田氏編5巻（東京堂出版、平成16年4月）210頁
[旧公文富士家文書]

（とみざわ かずひろ・本学経済学部教授／

さとう ゆうた・本学大学院経済・経営研究科博士後期課程）

参考文献一覧

- 芥川龍男『豊後大友一族』（新人物往来社、平成2年3月）
大分県教育委員会『大分県史料』31 第2部 大友家文書録(1)（昭和54年3月）
大分県教育委員会『大分県史料』32 第2部 大友家文書録(2)（昭和55年2月）
大分県教育委員会『大分県史料』33 第2部 大友家文書録(3)（昭和55年7月）
大分県教育委員会『大分県史料』34 第2部 大友家文書録(4)（昭和56年10月）
大分県総務部総務課『大分県史』中世篇Ⅱ（大分県、昭和60年3月）
大分県総務部総務課『大分県史』中世篇Ⅲ（大分県、昭和62年3月）
久留米市史編さん委員会『久留米市史』第7巻資料編古代中世（久留米市、平成4年6月）
佐藤進一・百瀬今朝雄『中世法制史料集』第4巻武家家法Ⅱ（岩波書店、平成10年5月）東京大学史料編纂所『大日本史料』（東京大学出版会、明治34-刊行中）
太宰府市史編集委員会『大宰府市史』中世資料編（太宰府市、平成14年10月）
外山幹夫『大友宗麟』（吉川弘文館、昭和50年2月）
渡辺澄夫『豊後大友氏の研究』（第一法規出版、昭和57年12月）

表 大友氏の制札一覧

元号	西暦	月	日	文頭	形式	花押などの様式	発給国	所蔵	内容	発給の主体	宛所	出典
天正二〇	一五九二	二月	一日	大友氏制札	5箇条	なし	不明	大友家文書録	諸役の免除、年貢についての取り決め	不明	不明	『大分県史料』三三三 第二部 大友家文書録(3) 三四八頁
天正九	一五八一	十二月	三日	高橋鎮種・戸次鑑連禁制	文	本文後の日付の下に官途名と花押	筑前国	田村文書 筑前	社内での乱妨狼藉の禁止	高橋鎮種・戸次鑑連	宮崎八幡宮宛	『史料総覧』第一〇編九一―一〇五頁
永祿一三	一五七〇	二月	二七日	大友氏禁制	文	本文後の日付の下に官途名と花押	筑前国	西高辻文書 七〇筑前	軍勢・甲乙人の竹木の切取りの禁止	戸次鑑連・吉弘鑑理・白杵鑑速	水田村宛	『大日本史料』第一〇編四輯 一三五―一三六頁
元亀元	一五七〇	十月	一八日	田原親賢禁制	文	本文後の日付の下に官途名と花押	不明	梅津文書 〇	狼藉の禁止	田原親賢	大宰府天満宮	『大日本史料』第一〇編五輯 五九頁
元亀元	一五七〇	十月	二二日	田原親賢禁制	文	本文後の日付の下に官途名と花押	不明	梅津文書	狼藉の禁止	田原親賢	田楽小路	『久留米市史』第七巻資料編 古代中世二九一頁
永祿八	一五六五	七月	十日	大友氏禁制	文	本文後の日付の下に官途名と花押	不明	大友家文書録	軍勢・甲乙人の乱妨	田原親賢・大神親統	右田駿河守領	『大分県史料』三二二 第二部 大友家文書録(2) 三二六頁
天文一七	一五四八	七月	十日	津久見鑑清制札	文	本文後の日付の下に官途名と花押	不明	梅津文書	狼藉の禁止	津久見鑑清	田楽小路宛	『久留米市史』第七巻資料編 古代中世二九〇頁
天文五	一五三六	二月	二三日	大友義鑑屋山禁制條々	5箇条	本文後の日付の下に官途名と花押	豊後国	太宰管内志豊後之九長安寺文書	仏事祭礼や寺内の治安の維持についてなど	大友義鑑	屋山宛	『中世法制史料集』第四巻武家家法II 二八頁
天文三	一五三四	一月	九日	大友氏制札	文	本文後の日付の下に官途名と花押	筑後国	梅津文書	軍勢・甲乙人の乱妨	左京亮某・伊賀守某	不明	『史料総覧』第九編九〇九冊 一九頁
天文三	一五三四	一月	二日	兵庫頭・中務少輔外連署禁制	文	本文後の日付の下に官途名と花押	筑後国	大善寺玉垂神社文書	狼藉の禁止	兵庫頭・中務少輔・左京亮・沙弥・伊賀守・常陸介	大善寺宛	『久留米市史』第七巻資料編 古代中世二二八頁
永正四	一五〇七	三月	二五日	大友親治賀来社造替間別錢條書	文	本文後の日付の下に官途名と花押	豊後国	柞原八幡宮文書	甲乙人等が社領内の林で勝手に木を切る事の禁止	大友親治	賀来社宛	『中世法制史料集』第四巻武家家法II 一七〇頁
水享八	一四三六	二月	二六日	犬橋満泰書状	文	本文後の日付の下に官途名と花押	豊後国	大友家文書録	制札を受け取ったと記載されている。	犬橋満泰	田北親忠宛	『大分県史料』三一 第二部 大友家文書録(1) 一七九―一八〇頁
元中元 至徳元	一三八四	閏九月	三日	大友親治(親世カ)・同義氏制札	文	本文後の日付の下に官途名と花押	豊後国	柞原文書	山内と林の竹木の切取りの禁止	大友親治(親世カ)・同義氏	宮師御房宛	『史料総覧』第六編九〇七冊 九〇頁